

議第80号

山形県副知事の選任について

次の者を山形県副知事に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、同意する。

高 橋 徹

提 案 理 由

山形県副知事平山雅之は、令和7年3月28日をもって辞任するので、その後任者を選任するため提案するものである。

議第81号

山形県教育長の任命について

次の者を山形県教育長に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、同意する。

須 貝 英 彦

提 案 理 由

山形県教育長高橋広樹は、令和7年3月31日に任期が満了するので、その後任者を任命するため提案するものである。

議第82号

山形県監査委員の選任について

次の者を山形県監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、同意する。

柴 田 優

提 案 理 由

山形県監査委員松田義彦は、令和7年3月31日に任期が満了するので、その後任者を選任するため提案するものである。